

令和5年度日置市一般廃棄物処理実施計画

1 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、「日置市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「日置市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」の推進及び実施のために必要な事項を定めることを目的とします。

2 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

1 処理区域
日置市全域

2 計画期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 ごみ排出量の見込み及び処理・処分計画
(1) ごみ排出量の見込み

平成28年度から市域のごみの総排出量は減少傾向にあります。
増加傾向にあるのは、直接持ち込みの不燃ごみ量です。
令和5年度においては、日置市環境基本計画に基づき、日置市におけるごみの減量化、資源化への取組目標を掲げる計画です。
令和5年度のごみの排出量見込みは表1のとおりとします。
また、令和5年度の一人一日当たりごみ排出量等の見込みは表2のとおりとします。

(2) ごみ処理・処分の計画

排出されるごみの適正な処理・処分とともに、できる限り資源化を行うよう、表3のとおりごみの処理・処分を行う計画とします。

表1 ごみ総排出量計画

項 目 区 分		単 位	年 度	
			R 4	R 5
1	総人口	人	47,098	46,669
2	計画収集人口	人	47,098	46,669
3	外国人人口	人	—	—
4	ごみ総排出量	t/年	14,141.06	14,047.93
5	収集ごみ	t/年	8,444.39	8,377.00
6	可燃ごみ	t/年	7,414.56	7,326.50
7	可燃ごみ	t/年	7,414.56	7,326.50
8	動物	t/年	—	—
9	粗大ごみ	t/年	55.43	58.93
10	不燃性粗大ごみ	t/年	21.07	22.40
11	可燃性粗大ごみ	t/年	34.36	36.53
12	有害ごみ	t/年	13.93	13.94
13	不燃ごみ	t/年	334.41	339.19
14	資源ごみ	t/年	626.06	638.43
15	カン	t/年	57.35	58.10
16	ビン	t/年	219.25	223.45
17	ペットボトル	t/年	91.03	94.49
18	古紙類	t/年	1.94	1.27
19	容器包装プラスチック類	t/年	256.49	261.12
20	直接搬入ごみ	t/年	4,514.68	4,499.56
21	可燃ごみ	t/年	3,688.85	3,646.00
22	可燃ごみ	t/年	3,688.85	3,646.00
23	動物	t/年	—	—
24	粗大ごみ	t/年	278.43	295.24
25	不燃性粗大ごみ	t/年	40.40	42.84
26	可燃性粗大ごみ	t/年	238.03	252.40
27	有害ごみ	t/年	0.67	0.67
28	不燃ごみ	t/年	542.08	553.14
29	資源ごみ	t/年	4.65	4.52
30	カン	t/年	0.35	0.34
31	ビン	t/年	2.51	2.44
32	ペットボトル	t/年	0.21	0.20
33	古紙類	t/年	0.57	0.56
34	容器包装プラスチック類	t/年	1.01	0.98
35	集団回収量	t/年	148.00	146.65
36	南薩衛生汚泥（収集・可燃ごみ）	t/年	—	—
37	生ごみ（回収事業） 回収量	t/年	1,018.99	1,009.71
38	取組人数	人	30,163	29,888
39	食用廃油	t/年	15.00	15.00

表2 一人一日当たりごみ総排出量等の計画

項 目 区 分		単 位	年 度	
			R 4	R 5
1	総人口	人	47,098	46,669
2	計画収集人口	人	47,098	46,669
3	外国人人口	人	—	—
39	一人一日当たり総ごみ排出量	g/人/年	822.60	824.69
40	一人一日当たり排出量	g/人/年	491.22	491.78
41	可燃ごみ	g/人/年	431.31	430.11
42	可燃ごみ (37, 38を含む)	g/人/年	431.31	430.11
43	動物	g/人/年	—	—
44	粗大ごみ	g/人/年	3.22	3.46
45	不燃性粗大ごみ	g/人/年	1.22	1.32
46	可燃性粗大ごみ	g/人/年	2.00	2.14
47	有害ごみ	g/人/年	0.81	0.82
48	不燃ごみ	g/人/年	19.45	19.91
49	資源ごみ	g/人/年	36.42	37.48
50	カン	g/人/年	3.35	3.45
51	ビン	g/人/年	12.75	13.12
52	ペットボトル	g/人/年	5.28	5.43
53	古紙類	g/人/年	0.11	0.11
54	容器包装プラスチック類	g/人/年	14.93	15.37
55	南薩衛生汚泥	g/人/年	—	—
56	(※可燃ごみ中生ごみ回収事業分)	g/人/年	—	—
57	集団回収ごみ	g/人/年	8.61	8.61
58	生ごみ (回収事業) ※取組人数当り	g/人/年	92.56	92.56
59	一人一日当たり排出量	g/人/年	12.37	12.33
60	可燃ごみ	g/人/年	10.11	9.99
61	可燃ごみ	g/人/年	10.11	9.99
62	動物	g/人/年	—	—
63	粗大ごみ	g/人/年	0.76	0.81
64	不燃性粗大ごみ	g/人/年	0.11	0.12
65	可燃性粗大ごみ	g/人/年	0.65	0.69
66	有害ごみ	g/人/年	0.00	0.00
67	不燃ごみ	g/人/年	1.49	1.52
68	資源ごみ	g/人/年	0.01	0.01
69	カン	g/人/年	0.00	0.00
70	ビン	g/人/年	0.00	0.00
71	ペットボトル	g/人/年	0.00	0.00
72	古紙類	g/人/年	0.00	0.00
73	容器包装プラスチック類	g/人/年	0.00	0.00

表3 ごみの処理・処分計画

項	目	区	分	単	位	年度	
						R 4	R 5
1	ごみ排出量	①ごみ総排出量		t/年		14,141	14,048
2		可燃ごみ		t/年		11,103	10,972
3		粗大ごみ		t/年		334	354
4		有害ごみ		t/年		15	15
5		不燃ごみ		t/年		876	892
6		資源ごみ		t/年		631	643
7		集団回収		t/年		148	147
8		南薩衛生汚泥		t/年		—	—
9		生ごみ回収・廃食用油		t/年		1,034	1,025
10	中間処理	②焼却処理量		t/年		11,618	11,473
11		②-1 焼却処理量		t/年		11,618	11,473
12		直接償却費		t/年		11,103	10,972
13		破碎選別残渣量		t/年		514	501
14		②-2 資源化量		t/年		1,094	1,180
15		スラグ (場内保管分)		t/年		—	—
16		焼却灰・飛灰 (セメント原料)		t/年		1,194	1,180
17		焼却灰・飛灰 (山元還元)		t/年		—	—
18		②-3 最終処分量		t/年		70	69
19		焼却残渣		t/年		70	69
20		④リサイクルプラザ		t/年		1,822	1,837
21		④-1 破碎選別残渣量 (焼却)		t/年		514	501
22		粗大・不燃ごみ		t/年		469	455
23		資源ごみ		t/年		45	46
24		その他		t/年		—	—
25		④-2 破碎選別残渣量 (埋立)		t/年		365	375
26		粗大・不燃ごみ		t/年		279	288
27		資源ごみ		t/年		86	87
28		④-3 資源化量		t/年		943	961
29		紙類		t/年		18	19
30	金属		t/年		534	544	
31	ガラス		t/年		85	86	
32	ペットボトル		t/年		86	87	
33	容器包装プラスチック		t/年		219	224	
34	その他プラスチック		t/年		1	1	
35	⑤直接資源化量		t/年		1,197	1,186	
36	⑤-1有害ごみ (委託処理)		t/年		15	15	
37	⑤-2廃食用油		t/年		15	15	
38	⑤-3集団回収量		t/年		148	147	
39	⑤-4生ごみ (回収) 堆肥化		t/年		1,019	1,010	
40	⑥最終処分量 (埋立)		t/年		435	444	
41	⑥-1焼却施設		t/年		70	69	
42	⑥-2リサイクルプラザ (粗大・不燃)		t/年		279	288	
43	⑥-3リサイクルプラザ (資源)		t/年		86	87	
44	⑥-4直接最終処分		t/年		0	0	
45	中間処理量		t/年		12,926	12,810	
	中間処理率		%		91.40%	91.20%	
46	資源化量		t/年		3,334	3,327	
	資源化率		%		23.60%	23.70%	
47	最終処分量		t/年		435	444	
	最終処分率		%		3.10%	3.20%	

(3) ごみ処理施設

市が管理する一般廃棄物処理施設は、表4に示す一般廃棄物処理施設であり、令和5年度も引き続き、当施設を適正に維持管理し、ごみの処理処分を行います。

ただし、南薩地区における広域ごみ処理施設（次期施設）についても、検討を行っていくものとします。

①ごみ処理施設（焼却施設・熔融施設）

ごみ処理施設のうち焼却施設は、稼働後23年が経過しているため、令和5年度も点検や補修により施設の性能の維持を図ります。なお、熔融施設は、平成24年度よりその利用を中止しており、令和5年度も同様とします。

焼却灰や飛灰については、セメント減量化及び山元還元などの方法により、業者委託により資源化を推進します。

過年度よりストックしている、スラグ、メタルについては、適宜、外部委託により資源化を行っていきます。

②ごみ処理施設（リサイクルプラザ）

リサイクルプラザも同時期に竣工・稼働されており、令和5年度も点検や補修により施設の性能の維持を図り、かん、びん、容器包装プラスチック類、古紙類、ペットボトルなどを適切に処理し、資源化を推進します。

③最終処分場

最終処分場も同時期に竣工・稼働されており、最終処分は熔融飛灰のみを埋立ていましたが、平成24年度からの熔融施設の利用中止以後、熔融飛灰の埋め立ては行っておらず、令和5年度も同様とします。

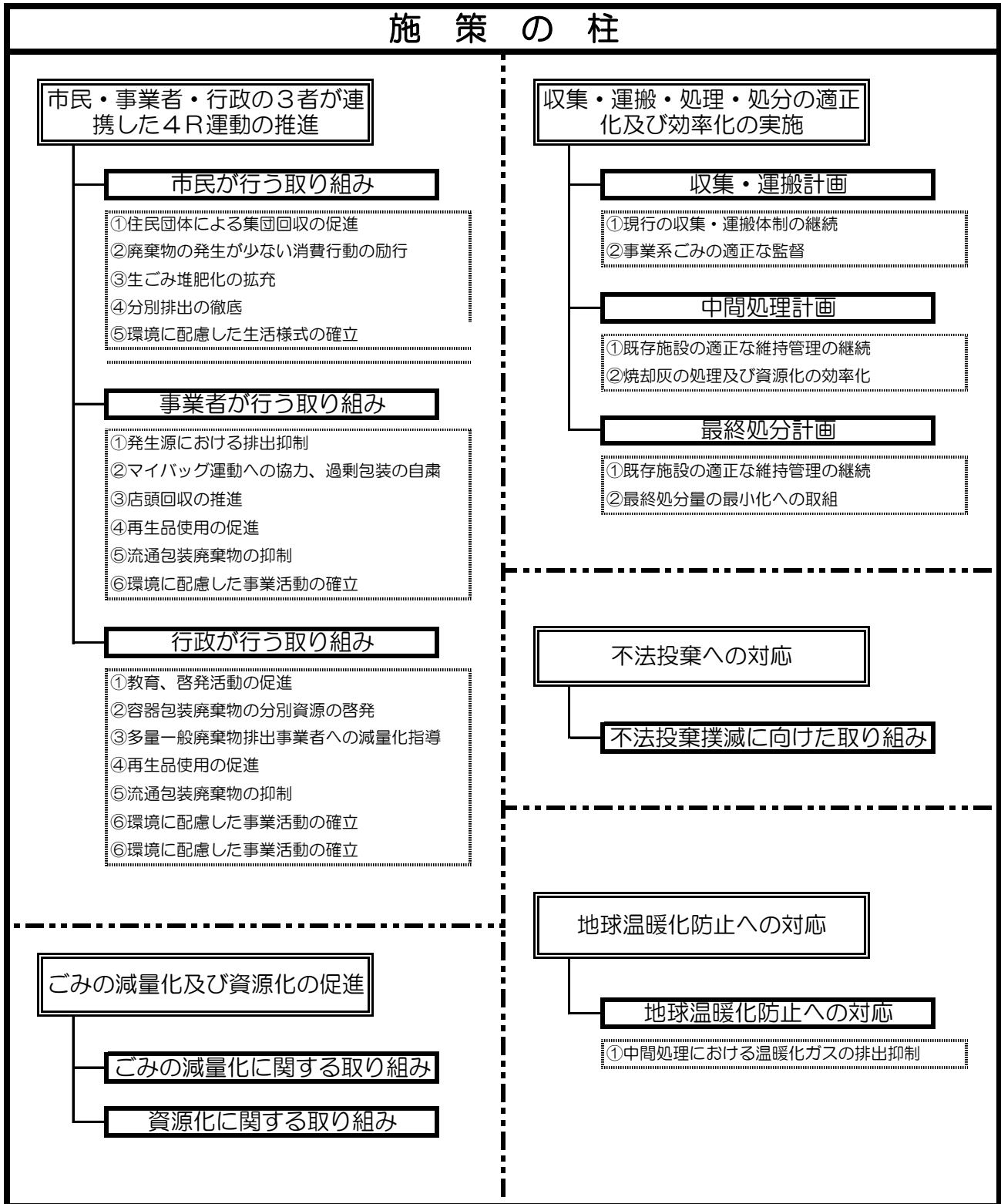
令和5年度については、焼却処理後の鉄類等の資源物以外の焼却残渣、リサイクルプラザからの不燃系破碎残渣などを最終処分していくものとします。

表4 中間処理施設及び最終処分場の概要

施設名称	日置市クリーンリサイクルセンター
所在地	鹿児島県鹿児島市入佐町2319番地
事業主体	日置市（竣工当時：日置地区塵芥処理組合）
全体敷地面積	約140,988㎡
着工・竣工	ごみ溶融処理施設 着工：平成9年7月 竣工：平成11年3月
	リサイクルプラザ 着工：平成9年7月 竣工：平成11年3月
	最終処分場 着工：平成9年7月 竣工：平成11年3月
運営管理体制	委託（一部直営）
ごみ焼却施設	
処理方式	焼却（ストーカ方式）
能力	81t/日（40.5t/16h×2炉）
受入供給設備	ピット&クレーン方式
排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置＋ろ過式集塵装置（高反応除去剤＋活性炭）
灰処理設備	乾式搬送→貯留→外部委託（山元還元）
余熱利用	白煙防止、燃焼空気、給湯、暖房
灰溶融炉施設（現在停止中）	
能力	16t/日（8t/24h×2炉）
現在の状況	平成24年4月1日より利用を停止し、現在に至る
リサイクルプラザ	
能力	25t/日（1日5時間稼動）
処理対象	粗大ごみ、ビン、カン、可燃性粗大ごみ、紙製容器、ペットボトル、容器包装プラスチック類、不燃ごみ
選別設備	手選別コンベヤ、磁力選別機、アルミ選別機、ガラス自動色選別装置、風力選別機
再生設備	鉄缶圧縮機、アルミ缶圧縮機、金属圧縮機、ペット・紙製容器圧縮梱包機
最終処分場	
埋立対象物	溶融スラグ、不燃残渣、ガラス残渣、焼却鉄残渣 平成15年10月より溶融飛灰は外部処理（山元還元）
埋立開始年	平成11年4月
埋立面積・容量	13,450㎡・35,000㎡
遮水工	表面2重遮水シート工法＋遮光マット
浸出水処理施設	50㎡/日（無放流方式：処理水は焼却施設内噴霧）
浸出水処理方式	生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→活性炭処理→キレート処理→消毒→ 焼却施設プラント用水として利用

(4) 令和5年度の施策
 一般廃棄物処理（ごみ）処理基本計画について、令和4年度で見直しを行います。
 令和5年度は、現ごみ処理基本計画の施策方針に基づき図1のとおり施策を実施します。

図1 令和5年度の施策方針



○施策展開（令和5年度）

ごみの発生抑制と資源化をめざし、3者で取り組む4R推進		
施策の方針		令和5年度の施策
市民の取組	住民団体による集団回収の促進	助成金の継続
	廃棄物の発生が少ない消費行動の励行	啓発促進
	生ごみ回収堆肥化事業の拡充	啓発促進
	分別排出の徹底	啓発促進
	環境に配慮した生活様式の確立	啓発促進
事業者の取組	発生源における排出抑制	資源回収業者の情報提供
	マイバッグ運動への協力	啓発促進
	過剰包装の自粛	啓発促進
	店頭回収の推進	取組を促す
	再生品の使用	啓発促進
	流通包装廃棄物の排出抑制	啓発促進
	環境に配慮した事業活動の確立	啓発促進
行政の取組	教育、啓発活動の促進	生ごみ回収堆肥化事業の参加の呼びかけ。生ごみの水切り用具の配布 環境学習の推進
	容器包装廃棄物の分別意識の啓発	啓発促進
	多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底	実態把握
	ごみの有料化制度の継続	指定ごみ袋の有料化の継続
	助成金事業の継続	集団回収事業 生ごみ回収堆肥化事業取組自治会への助成金
	エコショップ制度への取組	令和5年度は行わない
	在宅医療廃棄物の適正排出の徹底	啓発促進
ごみの減量化及び資源化の促進		
施策の方針		令和5年度の施策
減量化	市民一人一日当たり約70g（卵1個分）の減量化への取組	啓発促進 生ごみ水切り用具の配布
資源化	容器包装プラスチック類、ペットボトル類、古紙類の回収量の向上	集団回収活動への助成金の継続 啓発促進。ごみ焼却場から排出される焼却残渣のセメント減量化及び山元還元の継続。過年度にストックされたスラグ、メタルの資源化の継続
分別収集計画	現行の排出区分による分別排出の徹底	分別区分は表5のとおり 生ごみ回収堆肥化事業については、別途、専用の回収タルを設け、これに排出するよう指導する

表5 令和5年度のごみの分別区分

ごみの種類	収集体制	排出方法	分別・種類
燃やせるごみ	委託もしくは直接持込み	袋（透明に赤字）	生ごみ、紙ごみ（汚損、加工紙、異素材を貼り合せたもの等）、草木・木切れ、衛生処理をするもの（紙おむつ、生理用品、たばこの吸い殻等）、  以外の石油製品（バケツ、CD/DVD、プラスチックコップ等）、皮革類（靴、財布等）、ゴム類（ゴムホース、ゴム手袋等）、衣類、食用・天ぷら油、その他（貝殻、靴、使い捨てライター・カイロ、保冷剤等）
容器包装プラスチック類			カップ・トレイ類、袋類、ボトル類、その他（緩衝材、キャップ類、ネット類等）及び以下の表示があるもの。       HDPE V LDPE PP PS OTHER
空き缶		袋（透明に青字）	飲み物缶、缶詰缶、角缶・丸缶（菓子缶、海苔缶、茶缶等）   などの表示があるもの。
空きびん			生きびん及びワンウェイびん（※繰り返し使用するびんは販売店や廃品回収に出すこと）
ペットボトル			ペットボトル  の表示があるもの。（キャップは  ）
古紙類		紙ひも（十字縛り）	新聞紙・チラシ、紙パック、段ボール、本・雑誌、その他紙類（空き箱類等）など
燃やせないごみ		袋（赤色に黒字）	陶器類、ガラス類、金属製品類、小型電気製品（家電リサイクル5品目は除く）、カセットボンベ・スプレー缶、その他（アルミ缶、金属キャップ、傘の骨組み等）
有害ごみ			電池類、蛍光灯類、水銀体温計など（※極力、販売店へ出すこと）
粗大ごみ	電話申し込みもしくは直接持ち込み（いずれも有料）	布団、絨毯、自転車、家具、ガスコンロ、大型ポリ容器、石油ストーブ、電化製品（家電リサイクル5品目及び小型家電除く）、トタンなど	
市で処理できないごみ	家電量販店・回収業者へ依頼	家電リサイクル5品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷凍・冷蔵庫、衣類乾燥機）	
	製造メーカーへ依頼	パソコン	
	購入先や専門業者へ依頼	処理困難物（バッテリー、タイヤ、廃油、農機具、消火器、バイクなど） 医療廃棄物（注射針など） 産業系廃棄物（農業用ビニール、瓦、ブロック、太陽熱温水器、大型楽器、土砂・建築廃材など）	
<p>※生ごみ回収堆肥化事業の取組地区は、生ごみを水切り後、ステーションに設置する専用タルに排出すること。 なお、取組世帯には、水切り用具及び家庭内の保存用専用タルを市より支給する。</p>			
適正な収集・運搬・処理・処分の実施			
施策の方針		令和5年度の施策	
収集・運搬	収集・運搬体制	令和5年度についても現行の方法により行う(表6)。生ごみ回収堆肥化事業により専用タルに排出された生ごみは、資源化業者が直接回収し、資源化施設に搬入する	
	事業系ごみの適正な監督	啓発促進 持込料金の徴取(表7)	

表6 収集・運搬計画（現行制度を維持）

ごみ分別区分	収集方式	収集回数	排出容器	指定袋	料金	収集体制
燃やせるごみ	ステーション方式	2回/週	指定ごみ袋 (透明袋に赤字)	特大(63ℓ)	特大(31円/枚)	委託
				大(53ℓ)	大(26円/枚)	
小(35ℓ)				小(16円/枚)		
廃食用油		蓋付ペットボトル容器	指定なし			
生ごみ		指定ポリバケツ容器	品名：サンペール#6	市より提供 (R3年度まで)		
燃やせないごみ		1回/週	指定ごみ袋 (赤袋に黒字)	大(40ℓ) 小(30ℓ)	大(26円/枚) 小(16円/枚)	
資源物	ステーション及び指定収集所	2回/月	指定ごみ袋 (透明袋に青字)	大(63ℓ)	大(26円/枚)	
容器包装プラスチック類				小(30ℓ)	小(16円/枚)	
缶				特小(25ℓ)	特小(11円/枚)	
びん		1回/月	紙紐で十字縛り	—	—	
ペットボトル						
古紙類						
有害ごみ	ステーション及び指定収集所	適宜	できる限り量販店に出すこと			
粗大ごみ	個別	1回/月	電話申し込みによる ※指定収集日の5日前までに申し込み		基本料金620円 10kgごとに100円増し	
使用済み小型家電	回収ボックス	随時	—	—	—	
家電リサイクル対象品目	メーカー又は販売店へ					各自
使用済みパソコン	メーカー又は販売店へ					

表7 直接搬入（持込）ごみの処理料金

直接搬入	ごみの種類	重量区分	料金
自己搬入	燃やせるごみ	10kgまで	90円
		10kg増すごとに	90円
	燃やせないごみ、有害・粗大ごみ	10kgまで	100円
		10kg増すごとに	100円
	資源ごみ	10kgまで	100円
		10kg増すごとに	100円
個別収集	粗大ごみ	10kgまで	100円
		10kg増すごとに	100円

中間処理	現中間処理施設の活用	令和5年度は、現焼却施設、リサイクル施設の点検・補修により適正な性能を確保し、ごみの中間処理を行う 南薩広域処理に関する計画についても検討を行っていく
	焼却灰の処理及び資源化	令和5年度は、ごみ焼却施設から排出される焼却灰及び飛灰についてセメント減量化及び山元還元による資源化を継続する

最終処分	現最終処分施設の活用	現最終処分場を適正に維持管理しつつ、最終処分を行う
	最終処分量の最小化への取組	過年度発生したスラグ、メタル類は最終処分を行わず、外部資源化業者により適宜資源化を行う 令和5年度発生した焼却残渣はセメント減量化もしくは山元還元により資源化を行う
不法投棄の取り締まり強化		
施策の方針		令和5年度の施策
不法投棄対策	市民、事業者、行政の3者によるネットワーク構築等の調査・研究	調査・研究
地球温暖化防止に向けた取組		
施策の方針		令和5年度の施策
地球温暖化防止への取組	ごみの減量化、リサイクルの徹底、中間処理施設による燃料使用量の低減	啓発促進 灰溶融設備の使用を停止

図1 生ごみ回収堆肥化事業



(5) その他

①一般廃棄物 収集運搬許可業者

1. 海田産業株式会社
2. 東和建设株式会社
3. 株式会社サンエイ
4. 吉村興業株式会社
5. 株式会社丸山喜之助商店
6. 株式会社寿産業
7. 有限会社クリーン日置
8. 福添商店
9. 日置地区資源再生事業共同組合
10. 株式会社西技工業 (限定)
11. 株式会社伊集院殖産 (限定)
12. 大工園商店 (限定)
13. 株式会社ミヤウチ (限定)
14. 株式会社太陽化学 (限定)
15. 西産業 (限定)
16. 日置市シルバー人材センター (限定)
17. 伊集院殖産 (限定)
18. 有限会社メック (限定)
19. 株式会社南日本引越センター (限定)

②一般廃棄物再生利用指定業者

該当なし

③一般廃棄物処理許可業者

1. 有限会社ユーキ発酵
2. 三窪建設株式会社
3. 株式会社丸山喜之助商店
4. 株式会社太陽化学 (限定)
5. 有限会社メック (限定)

④災害廃棄物

国では東日本大震災における莫大な災害廃棄物の発生とその処理が地域の復旧・復興の大きな課題となった経験を受けて、災害廃棄物処理に係る事前の対策として、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」の策定が行われました。この指針のなかで、地方自治体は、災害廃棄物の「処理計画の策定を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行う。」ことと位置付けられました。

日置市は令和2年3月に災害廃棄物処理計画を策定しました。

この計画に基づき、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すとともに県や他地域との連携も図りながら実際の被害状況等により柔軟に運用するものとします。

3 一般廃棄物（生活排水）処理実施計画

1 処理区域
日置市全域

2 計画期間
令和5年6月9日から令和6年3月31日まで

3 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

(1) 生活排水処理に関する処理形態別人口の見込み

汚水衛生処理率の向上のため、市街地では公共下水道への接続率の向上を目指すとともに、公共下水道の計画区域外の地域については、合併浄化槽の設置数の向上に取り組めます。

生活排水の処理形態別の内訳は表8のとおり見込んでいます。

表8 し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

項	目	区	分	単位	令和（年度）	
					4	5
1	市 全 体	行政区域内人口		人	47,502	47,139
2		計画区域内人口		人	47,502	47,139
3		非水洗化人口		人	3,346	3,235
4		計画収集人工（し尿）		人	3,346	3,235
5		自家処理人口		人	0	0
6		水洗化人口		人	44,156	43,904
7		公共下水道人口		人	18,853	19,177
8		コミュニティプラント人口		人	0	0
9		浄化槽人口		人	25,303	24,727
10		集落排水人口		人	460	454
11		合併浄化槽人口		人	20,228	20,252
12		みなし浄化槽人口		人	4,615	4,021
13		水洗化率・非水洗化率				
14		水洗化率		%	93.0	93.1
15		非水洗化率		%	7.0	6.9
16		汚水衛生処理				
17		処理人口		人	39,541	39,883
18		処理率		%	83.2	84.6
19		計画処理区域外人口		人	0	0

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理量

令和5年度においては、表9のとおりし尿及び浄化槽汚泥処理量を見込みます。

表9 し尿及び浄化槽汚泥の発生量見込み

排 出 量	単 位	令和 (年度)	
		4	5
し尿	kl/年	4,516	4,366
浄化槽汚泥	kl/年	14,016	13,871
合計	kl/年	18,532	18,237

(3) し尿処理施設

市域のし尿及び浄化槽汚泥は、東市来地域を串木野衛生センター、伊集院地域・日吉地域・吹上地域をアクアセンター万之瀬の2施設で処理を行っています。
それぞれの施設は、表10、11のとおりです。

表10 串木野衛生センターの概要

項目	概要
施設名	串木野衛生センター
所在地	鹿児島県いちき串木野市下名410番地1
事業主体	いちき串木野市・日置市衛生処理組合
敷地面積	約9,910㎡
建築面積	処理棟：799.97㎡、管理棟：274.62㎡
延床面積	処理棟(地下1階-地上2階)：1,748.89㎡ 管理棟(地上2階)：542.92㎡
建設工期	着工：平成9年8月、竣工：平成11年3月
処理能力	58kℓ/日(し尿：33kℓ/日、浄化槽汚泥：25kℓ/日)
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理
資源化方式	農地還元

表11 アクアセンター万之瀬の概要

項目	概要
施設名	アクアセンター万之瀬
所在地	鹿児島県南さつま市加世田村原3475番地
事業主体	南薩地区衛生管理組合
敷地面積	6,313.55㎡
建築面積	投入棟：966.06㎡、機械棟：209.02㎡、水処理棟：288.85㎡
延床面積	投入棟(地下1階-地上2階)：2,507.14㎡ 機械棟(地上2階)：312.22㎡ 水処理棟(地上2階、一部地下水槽)：552.54㎡
建設工期	着工：平成25年7月、竣工：平成28年4月
処理能力	240kℓ/日(し尿：60kℓ/日、浄化槽汚泥：180kℓ/日)
処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式
資源化方式	助燃剤利用(南薩地区衛生管理組合：内鍋清掃センター)

(4) 令和5年度の施策

令和5年度は、現生活排水処理基本計画の施策方針に基づき施策を実施します。

①処理主体

生活排水の処理主体は表12のとおりとします。

表12 処理主体

処 理 施 設 の 種 類	対 象 と な る 生 活 排 水 の 種 類	処 理 主 体
公共下水道	し尿、生活雑排水	市
農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	市
合併浄化槽	し尿、生活雑排水	個人
みなし浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	市

②処理施設の整備

令和5年度の各生活排水処理施設の取組は以下のとおりとします。

種 別	取 組 方 針		
公共下水道	令和5年度の計画整備区域及び接続人口 整備区域：577ha 接続人口：18,853人 なお、計画処理区域の拡大は行いません		
農業集落排水	農業集落排水の対象区域は、すでに整備済みの永吉地区のみとし、新たな地区の整備は行いません。		
コミュニティプラント	コミュニティプラントによる生活排水処理の計画はありません。		
合併浄化槽	集合処理区域外の地域を対象として、積極的に整備を図ります。 令和5年度の整備予定戸数は以下のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>令和5年度 合併浄化槽整備予定基数</td> <td>150基</td> </tr> </table> なお、みなし浄化槽についても、極力合併浄化槽へ切り替えるよう、努めるものとします。	令和5年度 合併浄化槽整備予定基数	150基
令和5年度 合併浄化槽整備予定基数	150基		
し尿処理施設	東市来地域を串木野衛生センター、伊集院地域・日吉地域・吹上地域をアクアセンター万之瀬の2施設で処理を行います。		

③し尿及び浄化槽汚泥処理の処理

令和5年度のし尿及び浄化槽汚泥処理の取組は以下のとおりとします。

東市来地域の収集運搬計画及び体制については、新規事業者への許可の導入など、今後の処理体制について総合的な検討を進めていく。

項目	内容			
処理量の見込み	前出 表9のとおり			
汚泥資源化計画	し尿及び浄化槽汚泥処理に伴い発生する余剰汚泥は、以下のとおり資源化します。			
	し尿処理施設	施設管理者		資源化の方法
	串木野衛生センター	いちき串木野市・日置市衛生処理組合		堆肥化
	アクアセンター万之瀬	南薩地区衛生管理組合		助燃剤利用
収集運搬計画・体制	市内全域を対象とします			
	地区名	収集運搬主体	運搬先	対象
	東市来	いちき串木野市・日置市衛生処理組合及び許可業者	串木野衛生センター	し尿浄化槽汚泥
	伊集院	許可業者	アクアセンター万之瀬	し尿浄化槽汚泥
	日吉	許可業者	アクアセンター万之瀬	し尿浄化槽汚泥
	吹上	許可業者	アクアセンター万之瀬	し尿浄化槽汚泥
中間処理最終処分	し尿及び浄化槽汚泥の中間処理及び最終処分は地区別に以下のとおりとします。			
	地域名	処理対象	令和5年度	
			施設名	施設管理者
	東市来	し尿浄化槽汚泥	串木野衛生センター	いちき串木野市・日置市衛生処理組合
	伊集院	し尿浄化槽汚泥	アクアセンター万之瀬	南薩地区衛生管理組合
	日吉	し尿浄化槽汚泥	アクアセンター万之瀬	南薩地区衛生管理組合
吹上	し尿浄化槽汚泥	アクアセンター万之瀬	南薩地区衛生管理組合	

(5) その他

①一般廃棄物 収集運搬許可業者

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 吉村興業株式会社2. 株式会社文化社 (限定)3. 有限会社南薩東京社 (限定) |
|---|

②生活排水処理に関する広報・啓発

市域の水域保全のために以下の啓発活動を行っていきます。

市民向けの広報・啓発	<p>市域には、神之川を初め数多くの河川が市内を流れています。これら水域の水環境を清浄に保ち、これを維持するためには、生活排水の流入による河川等の水域への汚濁負荷を低減していく必要が重要です。</p> <p>したがって、生活排水処理事業の重要性を、市報、リーフレット、ホームページ等を通じ、わかりやすく市民へ啓発していくものとします。</p>
各種設備に関する啓発活動	<p>公共下水道整備区域のうち供用開始区域においては、未接続世帯を極力なくすために、今後も継続して市民・事業者へ啓発・指導を行い、公共下水道への接続を促していくものとします。</p> <p>汲み取り及びみなし浄化槽（単独処理浄化槽）設置世帯については、合併処理浄化槽への転換を推進するものとし、今後も継続した市民・事業者へ啓発・指導を行うとともに、設置済み及び今後整備する合併処理浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び法定検査の実施の重要性を啓発・指導していくものとし、その徹底に努めるものとします。</p>
環境教育の実施	<p>本市の公共用水域の水質の状況に関する情報の提供だけでなく、水域環境保全への取組の状況、さらには水とかかわる地域の特性や文化等を含めた幅広い環境教育の実施について、積極的に展開していくものとします。</p>